介護保険 住宅改修の手続方法

要介護・要支援認定を受けた方が、生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行うと、20万円までを限度に、改修費用の7~9割の保険給付が受けられます。工事前には必ずケアマネジャーにご相談ください。 なお、20万円までならば、数回に分けて申請することも可能です。

1 住宅改修の手続のながれ 【償還払(後から払い戻される)の場合】

事前申請

工事を始める前に、新座市の窓口に 必要な書類を提出します。

 \blacksquare

工事の許可 と着工 新座市から工事の許可が下りてから着工します。

 \blacksquare

工事・支払

改修費を事業所にいったん全額支 払います。 事後申請 新座市の窓口に支給申請のための書類を 提出します。

 \blacksquare

払い戻し

工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7~9割が支給されます。

2-1 提出書類【工事前】

| 提出が必要な書類 | | |
|---|--|--|
| (1) 介護保険居宅介護 (介護予防)住宅改修費支給申請書 【No.:①】 | | |
| (2) 住宅改修が必要な理由書 (P1、P2) 【No.:②】 | | |
| (3) 見積書 【No.:③⑧】 | | |
| (4) 改修前の写真 (撮影日入り) 【No.: ④⑨】 | | |
| * 改修箇所の全体が分かるもの。写真内に撮影日の表示が必要。日付の印字ができない場合は黒板 | | |
| やホワイトボードで日付が確認できるようにすること。 | | |
| * 段差解消の場合は、改修箇所にスケールをあてること。 | | |
| (5) 図面(改修箇所に赤線を引くなどして図示すること) | | |
| 該当する場合のみ提出する書類 | | |
| (6) 住宅改修の承諾書 | | |
| * 被保険者名義の住居ではない場合は、以下のア〜ウのいずれかを提出すること。 | | |
| ア 住宅所有者が本人以外(配偶者など)の場合 | | |
| (書類名:「住宅改修の承諾」【No.:⑤-1】) | | |
| イ 賃貸住宅の場合 | | |
| (書類名:「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修に係る承諾書」【No.:⑤-2】) | | |
| ウ 住宅所有者が死亡しており、名義変更をしていない場合 | | |
| (書類名:「住宅改修の承諾についてのお願い」【№:⑤-3】) | | |
| (7) 委任状 | | |
| * 被保険者以外(家族)の口座に振り込む場合に限る。 | | |
| (8) 介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払に係る委任状 | | |
| * 受領委任払を利用する場合に限る。 署名押印は必須。 | | |

2-2 提出書類【工事後】

| | |
|---|--|
| 提出が必要な書類 | |
| (1) 介護保険住宅改修完了報告書 | |
| (2) 改修後の写真(撮影日入り) 【No.: ④⑨】 | |
| * 改修箇所の全体が分かるもの。写真内に撮影日の表示が必要。日付の印字ができない場合は黒板 | |
| やホワイトボードで日付が確認できるようにすること。 | |
| * 段差解消の場合は、改修箇所にスケールをあてること。 | |
| (3) 領収書(介護保険適用分の金額が書かれた領収書) | |
| ・被保険者名で交付されたもの | |
| ・保険適用外の改修が伴う場合は、保険適用分と保険適用外分の金額が分かるように記載してく | |
| ださい。 | |
| (4) 領収書のコピー | |
| 工事内容に変更があった場合のみ提出する書類 | |
| 介護保険住宅改修・工事変更報告書 | |
| 内訳書 | |

3 住宅改修費の支給方法 「償還払」と「受領委任払」の2種類があります。

| 償還払い | 被保険者が工事費用を施工業者に一度全額支払った後、新座市から被保険者に保険給付する方法です。 |
|------|--|
| 受領委任 | 被保険者が工事費用のうち、保険給付額を除いた金額を施工業者に支払い、新座市が保険給付 |
| 払い | 費を施工業者に支給する方法です。 |

4 ご注意

- ・ 工事着工前に事前申請を行い、通知が送付されてから(承認が下りてから)工事を開始しなければ、支 給対象にはなりません。着工後の申請は制度の対象外です。
- ・ 受領委任払について

市に登録した受領委任払取扱事業者の工事が対象となります。未登録の場合は、「介護保険住宅改修等 受領委任払取扱事業者登録申請書」及び「介護保険住宅改修費等受領委任払制度に係る取扱確約書」を 提出し、「受領委任払取扱事業者番号」が付与されてから申請してください。

・ 入院中や施設入所中の方について

本人が住宅にいない場合は、支給対象とは認められません。ただし、現在病院に入院中または施設に入所中の方が退院・退所が決まって住宅に戻るに当たり、あらかじめ住宅改修を行う必要がある場合は、事前に市の確認を取れば対象と認められることがあります。

なお、退院・退所ができなくなった揚合は、支給を受けることができませんので、全額自己負担になります。

過去の利用実績について

過去の利用実績(残額)について知りたい場合は、被保険者本人またはケアマネジャーから新座市にお 問い合わせください。確認後、折り返しのお電話にて回答します。

申請及び問合せ先

新座市 介護保険課 介護給付・事業者係 TEL 048-424-5361(直通)

